

〈毒物劇物業務上取扱者について〉

毒劇物を取り扱う事業者や個人で、下記に該当する場合は届出が必要です。

【毒物及び劇物取締法第二十二條で定められた届出対象者】

届出対象者	取り扱う毒物劇物の種類
電気めっき業 (事業の工程中に電気めっきを行う事業も含む)	シアン化ナトリウム、無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
金属熱処理業 (事業の工程中に金属熱処理を行う事業も含む)	
1. 最大積載量が5,000kg以上の自動車若しくは被牽引自動車(以下「大型自動車」という。)に固定された容器を用いて行う毒物劇物運送業 2. 四アルキル鉛を含有する製剤の場合は 200 リットル以上、それ以外の毒物劇物の場合は 1,000 リットル以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物劇物運送業	施行令別表第2に掲げるもの 1 黄燐 2 四アルキル鉛を含有する製剤 3 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの 4 弗化水素及びこれを含有する製剤 5 アクリルニトリル 他18品目(後述)
しろあり防除業 (建築事業者等が事業の一環として自ら行う場合も含む)	シアン化ナトリウム、ヒ素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

ただし、届出が必要ない場合も含めて、毒物劇物を業務として使用したり、運搬したりなど、取り扱う全ての方に対して保健衛生上危害防止の観点から規制が設けられています。

毒劇物を取り扱う方は、下記法令を確認し、順守してください。

- ①毒物及び劇物取締法第 15 条の 2(廃棄)
- ②毒物及び劇物取締法第 16 条(運搬等についての技術上の基準)
- 毒物及び劇物取締法第 22 条第 5 項により、
- ③毒物及び劇物取締法第 11 条(毒物又は劇物の取扱)
- ④毒物及び劇物取締法第 12 条第 1 項及び第 3 項(毒物又は劇物の表示)、
- ⑤毒物及び劇物取締法第 16 条の 2(事故の際の措置)
- ⑥毒物及び劇物取締法第 17 条第 2 項から第 5 項まで(立入検査等)

《新たに事業を始めた場合の届出について》

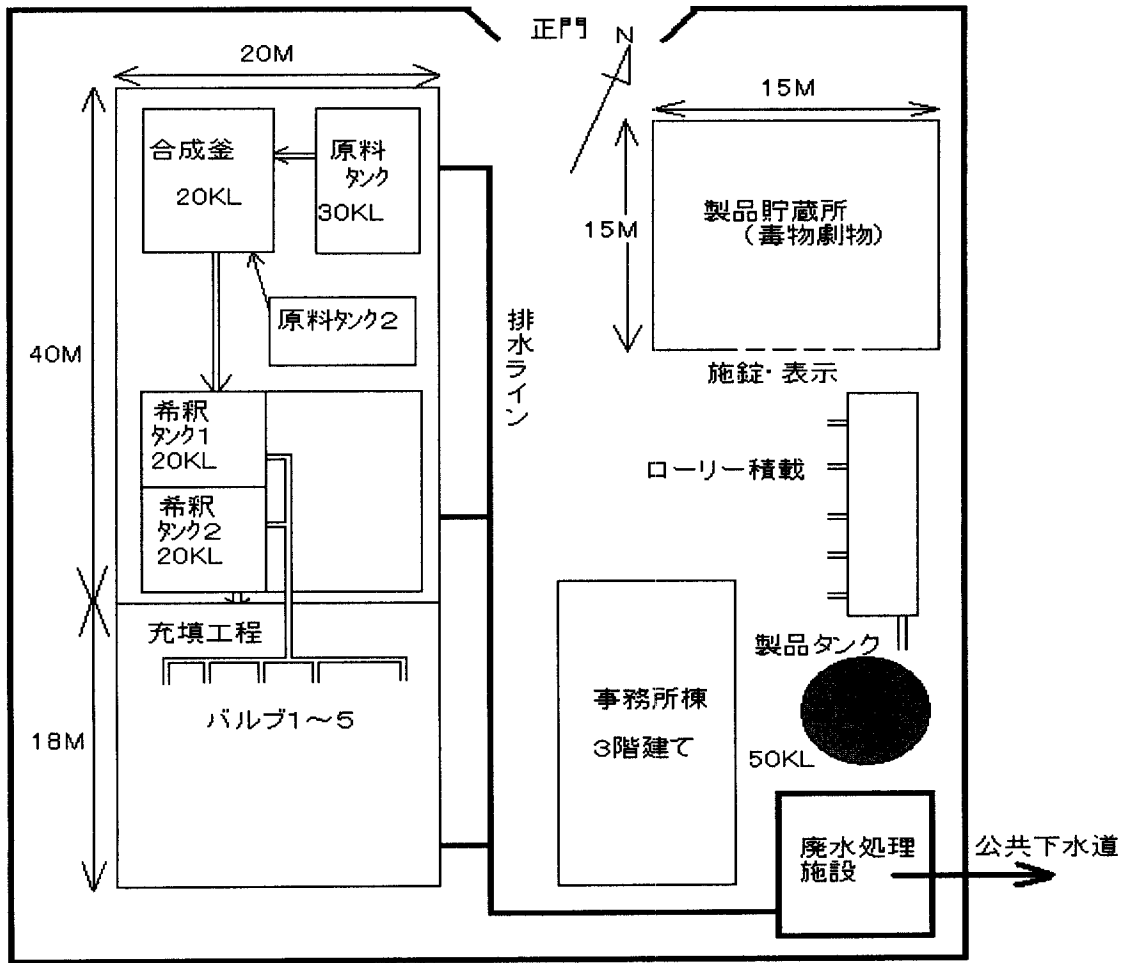
- 毒物及び劇物取締法施行規則別記第18号様式の届出書及び以下の書類を青森市保健所に提出してください。
- 提出期限:業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなった日から30日以内
- 提出部数:1部
- 手数料:不要

提出書類

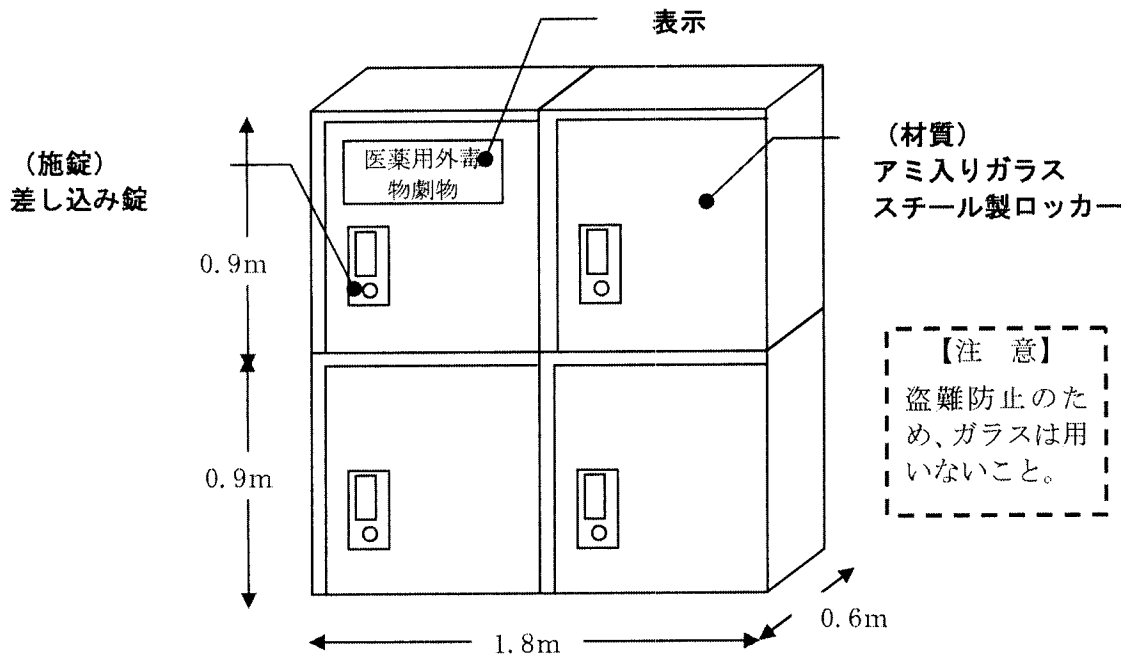
	提出書類及び添付書類	記載要領及び注意事項
①	毒物劇物業務上取扱者届書 (規則第18条別記第18号様式)	1 種類の欄には令第41条の何号に該当するかを記載してください。 電気めつき業：「令第41条第1号に規定する事業」 金属熱処理業：「令第41条第2号に規定する事業」 毒物劇物運送業：「令第41条第3号に規定する事業」 しろあり防除業：「令第41条第4号に規定する事業」 2 取扱品目欄には、取扱う毒物劇物全ての名称を記載してください。
②	履歴事項全部証明書	申請者が法人の場合に必要です。6ヶ月以内のもの。
③	事業場付近の見取り図	主要道路を記載の上目標となるような建物、公共施設等との位置関係が把握できるよう記載してください。(住宅地図のコピーも可)
④	事業場の概要図	電気めつき業、金属熱処理業、しろあり防除業の場合、設備の配置、毒物劇物保管場所及び廃液処理設備の配置、能力、排水経路等を明示してください。 運送業の場合、車両保管場所を明示してください。
⑤	貯蔵設備の概要図	貯蔵設備の寸法、材質、施錠場所及び「医薬用外毒物(又は劇物)」の表示場所を明示してください。
⑥	運搬車両の概要	運送業の場合、運搬車両の最大積載量及び保有台数を記載してください。(0.3㎡の黒地の板に白字で「毒」と表示された車両の写真を一部添付してください。)
⑦	毒物劇物取扱責任者設置届	1 業務の種別欄には、業務上取扱者と記載し、令第41条第1号、第2号、第3号及び第4号の別を付記してください。 2 登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載してください。 3 毒物劇物取扱責任者の資格について、該当するものを囲んでください。第2号に該当する方については、応用化学に関する学課を修めた学校及び学科等を()に記載してください。また、第3号に該当する方については、都道府県知事の行う試験の種類(一般、農薬用品目、特定品目等)について()に記載してください。
⑧	資格を証する書面の写しと原本	法第8条第1項第1号(薬剤師)、第3号(試験合格)の場合、写しと原本をお持ちください。(原本は照合の上、返却します) 法第8条第1項第2号の場合、応用化学に関する学課を修了したことを証する卒業証明書または卒業証書の写しと本証をお持ちください。(原本は照合の上、返却します)指定された学科以外の場合は、履修単位証明書が必要です。
⑨	毒物劇物取扱責任者の誓約書	責任者本人が誓約してください。
⑩	責任者についての医師の診断書	3ヶ月以内のもの。
⑪	雇用証明書	1 届出者自身が毒物劇物取扱責任者となる場合には、不要です。 2 毒物劇物取扱責任者の雇用に関する契約書の写し又は証明書。

④と⑤については記載例を以下に掲載しましたので、参考にしてください。

事業場の概要図



貯蔵設備の概要図



《変更届について》

【毒物及び劇物取締法第二十二条第3項で定められた変更届出が必要な事項】

変更事項	添付書類
申請者の氏名又は住所	無
取り扱う毒物又は劇物の品目	
事業場の名称又は所在地	

- 毒物及び劇物取締法施行規則別記第19号様式の(1)変更届を青森市保健所に提出してください。
- 提出期限: 変更が生じた日から30日以内
- 提出部数: 1部
- 手数料: 不要

《取扱責任者変更届について》

取扱責任者が変更になった場合、変更届が必要です。

- 毒物劇物取扱責任者変更届(様式第9号)と変更後の責任者について上記⑧~⑪の書類を青森市保健所に提出してください。
- 提出期限: 変更後30日以内。
- 提出部数: 1部
- 手数料: 不要

《廃止届について》

事業場の廃止、又は毒物劇物の取扱を止めたときは廃止届を提出してください。

- 毒物及び劇物取締法施行規則別記第19号様式の(2)廃止届を青森市保健所に提出してください。
- 提出期限: 廃止した日から30日以内
- 提出部数: 1部
- 手数料: 不要

施行令別表第2

- 1 黄燐
- 2 四アルキル鉛を含有する製剤
- 3 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- 4 弗化水素及びこれを含有する製剤
- 5 アクリルニトリル
- 6 アクロレイン
- 7 アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 8 塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 9 塩素
- 10 過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素6%以下を含有するものを除く。)
- 11 クロルスルホン酸
- 12 クロルピクリン
- 13 クロルメチル
- 14 硅弗化水素酸
- 15 ジメチル硫酸
- 16 臭素
- 17 硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 18 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 19 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 20 ニトロベンゼン
- 21 発煙硫酸
- 22 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 23 硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの